

## 弊社の沿革と業務に対する基本姿勢

昭和40年代後半より、公共事業に係る用地補償業務（立地業務）従事者が払底し、民間にその能力を求める状況がありました。その要求に応えるため、公共の福祉の重要性を認識し、社会に役立つ仕事として、特に、立地業務としての交渉折衝能力を修練し、その能力を広く活かせるように、交渉業務を中核とした弊社を設立した次第であります。

当初、横浜市六大事業の一つである日本住宅公団（当時）施行の港北ニュータウン事業において、日本で初めての交渉業務を含めた補償業務を受託し、その後、約20年間にわたり、移転家屋約2,000戸の3～4割にあたる家屋の移転補償業務に携わってまいりました。

その実績により、市街地再開発事業分野からの要請を受けることとなり、公団施行の「川口駅西口第一種再開発事業」を皮切りに「赤羽駅西口（第二期）」、「西新宿六丁目（現アイランドタワー）」、「亀有駅南口」、「中野坂上」、「晴海一丁目東」、「武蔵浦和駅前」、「川崎駅西口」、「大泉学園駅前」等々、多くの再開発事業地区において移転補償業務で事業の完成に寄与すべく遂行してまいりました。

近年においては、民間主導（組合施行）の市街地再開発事業にも参画し、公団施行の「武蔵小金井駅南」、「西国分寺駅東」、「鶴見駅東口」等で移転補償業務を完了しました。

土地区画整理事業の移転業務においても、港北ニュータウンの経験を生かし、八王子地区、立川地区、鶴川第二地区（以上東京都）、長津田地区、真田金目地区（以上神奈川県）、自治医大地区、宇都宮テクノ地区（以上栃木県）、大宮地区、浦和岩槻地区、常磐埼玉地区（以上埼玉県）、千葉西部地区、常磐千葉地区、千葉港地区

(以上千葉県)、竜ヶ崎地区、ひたち野地区(以上茨城県)等、多くの地区において、事業に伴う移転補償業務を遂行しました。

さらに、土地有効利用事業本部関連の事業として、「三軒茶屋」、「新田三丁目」、「西新井駅西口」、「北区画街路第5号線」、「足立区画街路第8号線」等の都市計画道路用地の買収、住宅市街地総合整備事業関連用地の買収に係わる補償交渉業務も遂行してまいりました。

公共事業は、国の都市政策、土地政策、住宅政策、道路政策等の公共の福祉実現のための施策は社会にとって今後とも必要なものであると確信しております。

私共は、これからも次に掲げる〈業務遂行に当ってのモットー〉を念頭に、施行者と権利者との意志疎通がスムーズに行われるよう最大限努力し、これら各種事業が円滑に遂行されるよう、役に立ちたいと考えております。

#### 〈業務遂行に当ってのモットー〉

1. 権利者とトラブルを起こさない
2. 施行者と連絡を密にする
- 3.スピーディに遂行する
4. 守秘義務を履行する